

(別紙2) 番号法第19条第11号、「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」第15条の二第1項に定める提供先

No.	提供先	②提供先における用途	④提供する情報の対象となる本人の数	⑥提供方法
1	教育委員会	学校教育法による就学に必要な経費の援助に関する事務であって区規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	庁内連携システム
2	教育委員会	法別表第一の二十七の項に定める学校保健安全法に関する事務であって区規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	庁内連携システム